令和８年度入学準備金及び令和９年度奨学金
ひたちなか市奨学生所得基準

◎表１　所得基準額表　　総所得（必要経費，特別控除等控除後）が下記所得基準額以下であること。

世帯人員（※）	所得基準額 大学（短大含む） 専門，高専４～５学年	備考
１　人	１３９万円	世帯人員が７人を超える場合は，１人増すごとに１２万円を，世帯人数７人の所得基準額に加算する。 ※　世帯人員とは，出願者を扶養する者及びこの者に扶養されている者（出願者を含む）に限ります。
２　人	１９８万円	
３　人	２１２万円	
４　人	２２９万円	
５　人	２３９万円	
６　人	２５０万円	
７　人	２６２万円	

◎表２　給与所得の算定表

俸給・給料・賃金・事業主報酬・役員報酬・歳費・賞与及び専従者給与（専従者控除分も含む。）並びにこれらの性質を有する給与（年金「恩給・老齢年金等を含む。」）の収入金額（**源泉徴収票等にいう支払金額**）を基にして，次の計算式によって得た金額を所得金額とする。

区分	計算式
収入金額が４００万円までのもの	収入金額×０．８－２１４万円＝所得金額
収入金額が４００万円を超え７８１万円までのもの	収入金額×０．７－１７４万円＝所得金額
収入金額が７８１万円を超えるもの	収入金額－４０８万円＝所得金額

（注）１　給与所得者が複数いる場合は，各人ごとに所得金額を算定する。
２　同一人で，２以上の収入があって，いずれも給与所得の場合は，収入金額を合算して所得金額を算出する。
３　給与所得又は給与所得以外の所得が２つ以上ある場合，プラスとマイナスの所得金額を相殺することはできない。マイナスの所得は０として扱う。

◎表３　特別控除額表（特別控除を受ける場合，右側の証明書類等欄により，要のときは証明書類等を必ず提出すること。）

特別の事情		特別控除額				証明書類等
1	母子・父子世帯	99万円				不要
2	就学者のいる世帯 （右各学校の児童・生徒・学生１人につき） ※本人（高校・高等専門学校・大学）も控除する。	小学校　31万円		中学校　46万円		不要
			自宅通学		自宅外通学	要 ①本人 在学証明書 ②本人以外の高校生以上の就学者 在学証明書又は学生証の写し
		高校	国公立　39万円	私立　88万円	国公立　69万円	私立　118万円
		高等専門学校	国公立（１～３年）　39万円	私立　88万円	国公立　69万円	私立　118万円
			国公立（４～５年）　43万円	私立　87万円	国公立　72万円	私立　116万円
		大学	国公立　74万円	私立　133万円	国公立 121万円	私立　180万円
		専修　高等	国公立　39万円	私立　88万円	国公立　69万円	私立　118万円
		専修　専門	国公立　36万円	私立　102万円	国公立　81万円	私立　147万円
3	障害者のいる世帯	障害者１人につき　９９万円				要 障害者手帳の写し
4	長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額				要
5	主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため支出している年間金額 ただし，７１万円を限度とする。				要
6	火災，風水害，盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材，あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって，将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる所得金額				要

奨学資金を受けるには，推薦基準及び所得基準に合致しなければなりません。
次の所得基準の計算例を参考に所得の判定を行ってください。

● 別表第１　総所得の計算方法　【　給与所得者が1人の場合　】

―計算例―

４人家族
父：給与所得　年収５００万円（源泉徴収票の支払金額）
母：給与所得　専業主婦
本人：国立大学１年生　自宅
妹：公立中学校１年生　自宅
世帯人数：４人（父と，父に扶養されている者が３人）

① 所得金額　　１７６万円（Ａ）
父の所得金額＝５００万円×０．７－１７４万円＝１７６万円

② 特別控除額　　１２０万円（Ｂ）
本人（国立大学自宅）　　７４万円
妹（公立中学校自宅）　　４６万円

③ 認定所得金額（Ａ－Ｂ）　１７６万円-１２０万円＝５６万円
所得基準額：２２９万円（４人世帯）＞５６万円

→　認定所得金額が所得基準額以下であるため，所得基準に合致する。

● 別表第１　総所得の計算方法　【　給与所得者が２人の場合　】

※この計算例は２人ですが，収入がある者全員が計算対象となります。

―計算例―

５人家族
父：給与所得　年収５００万円（源泉徴収票の支払金額）
母：給与所得　専業主婦
兄：年収４００万円（源泉徴収票の支払金額）　自宅
本人：国立大学１年生　自宅
妹：公立中学校１年生　自宅
世帯人数：４人（父と，父に扶養されている者が３人）
（兄の年間所得が１２３万円を超えるため，父の扶養から外れる）

① 所得金額　　２８２万円（Ａ）
父の所得金額＝５００万円×０．７－１７４万円＝１７６万円
兄の所得金額＝４００万円×０．８－２１４万円＝１０６万円
（父）１７６万円＋（兄）１０６万円＝２８２万円

② 特別控除額　　１２０万円（Ｂ）
本人（国立大学自宅）　　７４万円
妹（公立中学校自宅）　　４６万円

③ 認定所得金額（Ａ－Ｂ）　２８２万円-１２０万円＝１６２万円
所得基準額：２２９万円（４人世帯）＞１６２万円

→　認定所得金額が所得基準額以下であるため，所得基準に合致する。